

令和7年度 教育部 教育総務課 発注業務委託
「長岡第五小学校物件調査業務委託」の選定基準

1. 令和7年度長岡京市競争入札等有資格者名簿に記載の登録業者で、「補償コンサルタント業務」の認定を受け、当該業種を最希望としている者又は希望としている者であること。
2. 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）別表に掲げる「物件部門」の登録を受けている者であること。
3. 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県又は福井県に営業拠点である本店（本社）若しくは支店（営業所）を置く者であること。
※支店（営業所）については、入札・契約行為に関する権限について年間委託を受けていること。
4. 平成22年4月1日以降に、元請けとして国又は地方公共団体が発注した物件に係る補償コンサルタント業務を完了している者であること。
※本店及び委任を受けている支店（営業所）に限らず、委任を受けていない支店（営業所）の実績を会社の実績として挙げることも可
5. 配置予定主任技術者が、以下に掲げる資格等のいずれかを有する者であること。
 - ①補償コンサルタント登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者
 - ②一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検査試験実施規定（平成3年理事会決定）第3条に掲げる物件部門に係る補償業務管理士
6. 配置予定技術者については、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
7. 申請書に記載していない技術者を実際の業務履行に当たって配置することはできない。
配置予定技術者は、原則として変更することはできない。ただし、傷病、退社等極めて特別な理由がある場合で本市がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
なお、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者として提出できるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者として提出することで競争参加資格を認めるものとする。
8. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
9. 公告の日から入札の日まで、長岡京市競争入札参加資格の停止に関する要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
10. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
11. 警察当局から、長岡京市暴力団等排除措置要綱（平成23年4月1日施行）別表に該当する者として、長岡京市発注工事等からの排除要請があり、長岡京市長から排除要請を受けている者でないこと。